

平成30年度

岐阜県地域学校協働活動推進事業従事者研修

あなたのかかわりが 子どもを変える



中濃子ども相談センター
児童虐待対応強化専門職
福井 俊道

**子ども虐待に関わ
る内容について、ど
のくらい知っているか
確かめてみましょう**

正しく理解しているか確かめてみよう

正しい内容には「○」を 正しくない内容には「×」

①児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村教育委員会に通告しなければならない。

②児童虐待防止法では、児童虐待を身体的虐待、性的虐待、心理的虐待の3つに分類している。

③学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士等は、その立場を踏まえて、児童虐待の早期発見につとめなければならない。

④児童相談所（岐阜県では、子ども相談センター）は、児童福祉法に基づき、必要があると認めるときは、児童の一時保護を行うことができる。

⑤療育手帳の交付を受けている者は、JR旅客運賃割引制度の対象である。

⑥「要保護児童対策地域協議会」を聞いたことがある。（どちらかを○印で囲う）

ある

ない

解答

- ① × 通告義務
- ② × ネグレクトを入れた4つに分類されている。
- ③ ○ 早期発見等の役割
- ④ ○ 児童相談所の所長の権限で職権による一時保護が認められている。
- ⑤ ○ 障がいの程度により、割引率は異なる。
- ⑥ 要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法に規定された法定協議会。全市町村に設置。代表者会議、実務者会議(努力義務)、個別ケース検討会議の三層構造。

早期発見等の役割

児童虐待防止法第5条

学校・病院等の教職員・医師・保健師・弁護士等は、児童虐待に関して**早期発見**に努めなければならないとしている。

児童虐待の通告義務

児童虐待防止法第6条

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを**市町村**、都道府県の設置する福祉事務所もしくは **児童相談所**に**通告しなければならない**」と通告義務が課されている。

児童虐待の疑いがあれば**通告義務**がある。**虐待か否かの判定は、児童相談所など関係機関が行う。**

児童虐待防止法第6条で通告は守秘義務違反にはならないと規定された。

1. 子ども相談センターのできること(確認)

①一時保護(同意・職権)

保護所、児童養護施設等に

②児童福祉施設入所

- 乳児院(県内に2施設)
- 児童養護施設(県内に10施設)
- 知的障害児施設(県内に2施設)
- 児童自立支援施設(県内に1施設)
- 児童心理治療施設(県内に1施設)
- 児童家庭支援センター(県内に5施設)

③里親委託

(専門里親・養育里親・養子里親・親族里親)

④児童福祉司指導

⑤家庭裁判所送致

(14歳未満の触法少年、18歳未満のぐ犯少年)

⑥立入調査(養護相談(虐待))

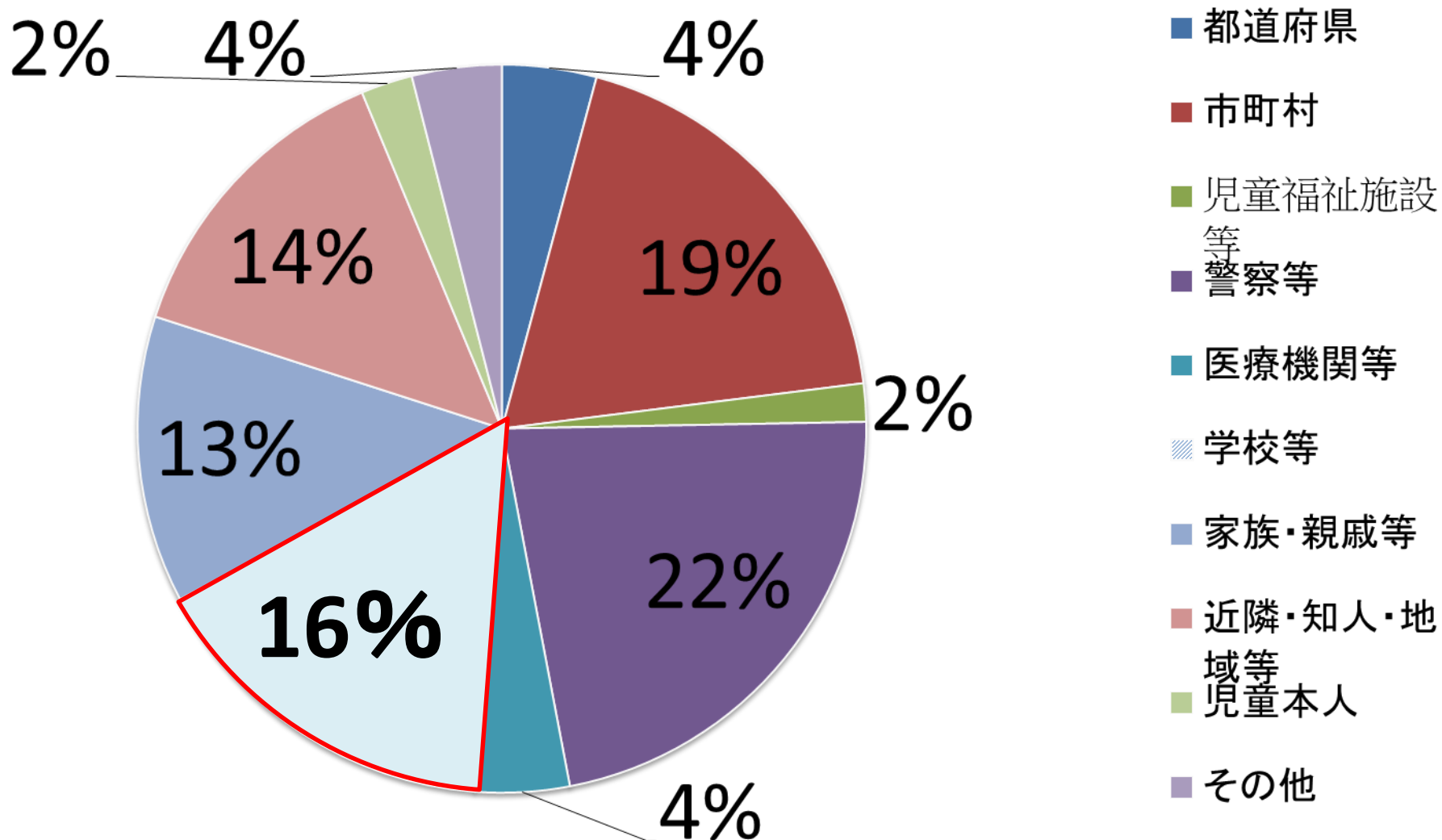
⑦児童福祉法28条申立

⑧その他

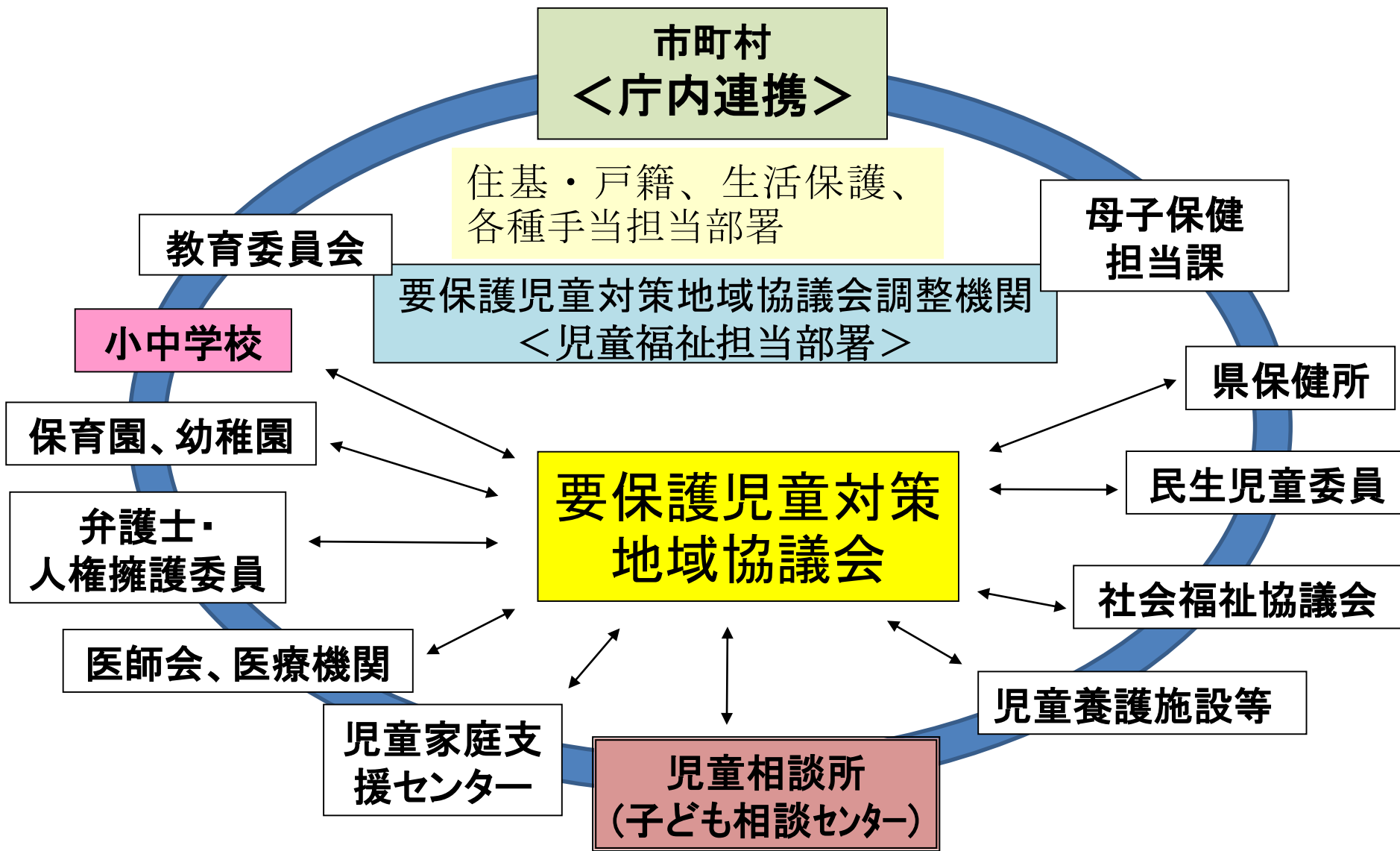
・出頭要求 ・臨検搜索 ・親権喪失宣告の申立

2. 平成29年度虐待相談の経路

平成30年6月13日(水)岐阜県発表資料より



要保護児童対策地域協議会のイメージ



3.あなたなら、どうしますか

事例1)

表情がさえないAさんに「どうしたの？」声をかけた。

Aさんは「家に帰りたくない」と話した。

「何か家であったの？」と尋ねると、「叩かれるし、家を出て行けと言われる」と答えた。

危機内容「児童が「帰りたくない」と話をした

対応内容及び配慮事項

- ・ 他の子どもものいない部屋で、子どもが話しやすいと思う職員が聞き取りをする。
- ・ 組織の責任者に得た情報を報告する。

危機内容「児童が「帰りたくない」と話をした

対応内容及び配慮事項

- ・ 子どもの言動・行動、父母の勤務先、父母の抱える問題等、情報を整理。
- ・ 虐待の疑いがある場合は、家庭に連絡をとらず、市町村・子相に伝えることを共通理解し、通告する。
- ・ 虐待ではない場合、保護者との話し合いの場を設定する

危機内容「児童が「帰りたくない」と話をした

福祉関係者の訪問・子どもへの対応

- ・把握している事実を伝える。文書化してあれば、渡す。
- ・家庭状況の資料があれば渡す。
- ・福祉関係者と子どもの話ができる場所を確保する。
- ・子どもに不安感がある場合は、同席の許可を求め、よい関係にある職員が同席する。

危機内容「児童が「帰りたくない」と話をした

<翌日>	内 容
	子どもから話を聞く

対応内容及び配慮事項

- ・ 帰宅後、親子の話し合いの有無、保護者から暴力を振るわれていないか、今はどう思っているか等を聞く。
- ・ 市町村あるいは子相に報告する。

3. 連携事例(学校)

事例1	児童年齢	虐待種別	通告経路
	7歳	身体的	学校⇒市児童福祉担当課
<内容> 児童の背中、でん部、両足の太腿前面にアザを担任が発見。児童は、父からフン叩きで叩かれたと述べる。			
<学校の動き>		<子相の動き>	
<p>○昼休みに発見した担任が教頭に報告。教頭、校長で協議し、市児童福祉担当課に通告。</p> <p>○市職員、子相職員が到着するまで、児童を相談室で待機させ、気持ちを聞き、他の児童下校後、保健室で待機させる。</p>		<p>○市からの通告を受け、緊急受理会議開催。児童の意向を確認し、必要があれば職権による一時保護もあり得ることを確認する。</p> <p>○市児童福祉担当課に家庭環境等の情報収集を依頼。</p> <p>○児童福祉司が小学校に向かう。</p>	

< 学校到着後の動き >

- 子相職員・市職員で怪我を確かめ、児童の話聞く。
- 児童は、保護を拒否。校長、教頭、市職員、子相職員で情報を整理。

< 家庭訪問する >

児童福祉司、教頭で家庭訪問。

教頭から、「虐待の疑いを持った時は、通告しなければならぬ」ことを母に説明。その後、児童福祉司が話をし、父に学校で面接したい旨伝える。母了承。

< ケースの経緯 >

○休日に学校で父を面接

家族歴、児童の成育歴、父母の成育歴、児童への困り感を聞き取る。

○父から児童の心理検査の承諾を得る

検査結果を父母に返し、児童への接し方を伝える。定期的に学校で本児面接を伝える。

○上記内容を校長に伝え、検査及び面接用の部屋の確保を依頼する。

検査結果は、学校にも提供すると伝える。

< 指導後の児童の姿 >

・通告前

児童は下校途中に市立図書館、友人宅に寄り、午後7時頃帰宅。

・指導後

担任、児童福祉司・児童心理司の働きかけで、下校後は帰宅し、遊びに行けるようになった。

虐待通告時の対応のよさ

- ・家庭訪問時に、**教頭が同行**し、法律に従い通告したことを最初に話し、学校の立場を理解させた。
- ・家庭訪問時に、担任も同行し、自宅から離れたところで児童と共に待機し、**安心感**を持たせた。
- ・休日の父親面接時に学校施設を開放した。父にも安心感を与えた。

学校の対応のよさ

- 児童のケガを発見したら、すぐに校長まで報告され、**市児童福祉担当課に通告**された。
- 当日の**家庭訪問に教頭が同行し、学校の立場を説明**され、保護者の理解を得た。
- 父の**面接の場として学校を提供**され、休日に出勤し、待機していただけた。
- 子相から遠方、保護者が車の運転ができないため、児童の登校時に**学校内にて面接・心理検査の部屋の提供**を求めた所、快く了承してもらえた。

※48時間以内に児童の安全を確認 しなければならない

「職員が学校に行きます」は、

- ・「子どもに会い、事実確認をする」
- ・「保護の必要性があれば保護する」
(一時保護所に移送する)
- ・「学校職員から子どもの様子について話を聞く」ことを意味する。通告後、子どもは帰さず子相職員が話を聞ける部屋を確保する。

4. 虐待が疑われる子ども・保護者のサイン(例)

子どもの様子

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる |
| <input type="checkbox"/> | 身体的発達が著しく遅れている |
| <input type="checkbox"/> | 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多い |
| <input type="checkbox"/> | 授業に集中できず、ボーとしている。 |
| <input type="checkbox"/> | 放課後帰宅したがない |
| <input type="checkbox"/> | 身体、衣類が極端に汚れたままで登校する |
| <input type="checkbox"/> | 表情や反応が乏しく、元気がない |
| <input type="checkbox"/> | いつもおどおどしていて何気なく手をあげても身構える |
| <input type="checkbox"/> | ささいなことでもすぐカーとなり、友人への乱暴な言動がある |
| <input type="checkbox"/> | 自分より年下の子どもと遊ぶことが多く、時には威圧的である |
| <input type="checkbox"/> | 家出を繰り返す |
| <input type="checkbox"/> | 食べ物への執着が強い |
| <input type="checkbox"/> | 極端な性への関心や拒否感がみられる(特に女子の性的逸脱行為) |

保護者のようす	<input type="checkbox"/>	面談を拒む
	<input type="checkbox"/>	無断で欠席させることが多い
	<input type="checkbox"/>	長期の病欠にもかかわらず、医療機関へ受診させていない
	<input type="checkbox"/>	予防接種や健康診断を受けさせない
	<input type="checkbox"/>	子どもとのかかわりが乏しかったり、冷たい
	<input type="checkbox"/>	子どもに能力以上のことを無理矢理教え込もうとする
	<input type="checkbox"/>	自分の思い通りにならないとすぐに叩く
	<input type="checkbox"/>	被害者意識が強かったり、イライラしている
	<input type="checkbox"/>	孤立している
	<input type="checkbox"/>	アルコール依存傾向や精神疾患があり、不安定である

○一人の子が口を開き、家庭内の状況を語った意味(子どもから信頼を得る)

- ・『もう嫌だ』『誰か何とかして』等の思い。
- ・職員集団が受け止め、『話してよかった』という思いにさせられる。
- ・子どもの職員への信頼を勝ち取る機会。
『信頼できる大人がいる』
『大人を信じてもいいのかも』
『困ったことを相談すれば、なんとかなる』
等の思いを持たせられる。

5. あなたなら、どうしますか

事例2)

「Aさんが目にほうきの先が入って痛がっています。」
と連絡が入った。

この後、どんな対応をされますか。

①「事実関係を被害者・加害者双方から把握」

②「周囲にいた児童の客観的事実の把握」

③「総合的に把握した事実と被害者・加害者のとらえている事実の照合」

④「加害者から被害者への謝罪」

⑤「被害者保護者への連絡」

⑥「被害者・加害者間で謝罪と許し」

⑦「怪我の治療のため、医療機関受診(保護者に来てもらい受診)」

⑧「治療結果の把握」

⑨「加害者保護者に事実を知らせ、理解してもらう」

⑩「被害者宅を加害者及び保護者が訪問し、謝罪」(場合により同行)

「報・連・相」と「組織力」

- ・報告・連絡・相談を確実に行う。
- ・一人で抱えない。
- ・職員の役割分担を明確にする。
- ・情報交流の場（所内ケース会議）を設定する。

6. 怒りをもった保護者が押しかけてきたら

一般的な保護者対応

<基本> 「じっくり話を聞き、背景を突き止める」

(主訴を把握)

保護者対応の具体

○**複数対応**：「気持ちに余裕ができる」「一人が聞き、一人が記録」「同時に複数のことができる(資料を取りに行く)(上司に報告)(飲み物を出す)」

○**呼び出しの場合**：「よく足を運んでくださいました」「お呼びして申し訳ありません」とねぎらう。座る位置はできるだけ90度。

○保護者の話^に耳を傾ける。

(基本)・うなづく ・あいづちをうつ ・繰り返す

- (避けたい言葉)「そんなことするはずありません」
「どうすればよかったと言われるのですか」

○最期まで話をしてもらおう。

「そうですか」「そう感じられたわけですね」

(相手の受け止めを認識)

○主訴を把握する。

「～だから、～に困っているわけですね」

相手が自分の弱みを口にしたら、繰り返しを入れる。

7. 子ども虐待の事例

事例1

性的虐待

児童年齢

7歳

<発見のきっかけ>

学校に忘れ物を届けに来た母の顔色がよくないことに気づいた担任が「大丈夫ですか」と尋ねた。母が泣き出した。

<学校生活>

落ち着きがないが、優しい。思い通りにならない時や告げ口された時に興奮。担任の目の届かない所で他の児童を叩く。家のことを尋ねても話さない。情緒不安定。

<家庭環境及び生育暦>

父母とも再婚。異父兄が同居。

<対応>

- 家庭環境の把握 ⇒ 母の情緒の安定
- 性的虐待を把握
- 子ども相談センターへの相談を勧める
- 虐待通告
- 学校職員で、父母の面接継続

事例2	心理的虐待	年齢	17歳
<p>児童は、学校で不安定。夫婦間暴力時に児童が、110番通報。警察官が臨場。警察署より児童通告書。母、児童呼び出し面接。状況把握。家庭訪問し、父に指導。児童の情緒安定し、授業出席ができるようになる。</p>			

事例3	身体的虐待	年齢	14歳
<p>養父とトラブル。帰宅した母から、「父の言うことを聞け」と押し倒され、顔面を殴られる。学校より虐待通告。学校訪問し児童を面接し、父母を呼び出し、指導する。</p>			

8. 虐待的環境が子どもにもたらすもの

(1) 虐待的環境

- 「親の拒否的な態度」
- 「子どもに対する親の歪んだ認知」
- 「子どもに不安感や恐怖感を引き起こす不安定な環境」
- 「夫婦間の暴力を含む混乱した家庭内の人間関係」

(2) 認知・発達への影響

- ① 学習機会の制限
- ② 言語的能力の発達の阻害
- ③ 子どもへの過剰な期待と失敗経験

(3) 虐待を受けた子どもたちの性格傾向

反応性愛着障がい

自制能力の欠如

→ 衝動の抑制, 自分の癒す力, 自主性, 忍耐力など

人間関係の構成能力の欠如

→ 共感能力, 信頼感, 表現能力など

- ・衝動的
- ・過激行動
- ・不注意
- ・見え透いた嘘
- ・叱られることをして注目を集める
- ・反抗的, 挑戦的
- ・自己に否定的概念
- ・刺激を求め, 感情を行動に移す

マズローの欲求階層説

自己実現

自己の個性、能力、可能性を最大限に生かして社会的存在として自己を実現していく欲求

愛着の絆をしっかりと結ぶと、自己防御ができ、PTSDになる度合いが低いといわれる。

自己尊重

自分を価値ある存在と思う心。かけがえない自分を大切にしたいと思う心。そのことを認めてくれる他者の存在

自己尊重の欲求を満たされた思春期に満たされた子は、失敗を恐れず、自分の可能性を生かそうとする。

所属感・愛情

自分を受容してくれる家族、仲間、グループがあること。人を愛し、愛される関係があること。

安心感

身の安全と精神安定・危険から抜け出し安全が保障される

下の段階から、親としてどのように子どもの欲求に答えてきたか。

生理的欲求

最低限の食べること、寝る所、住む所

欲求が満たされないと

- 「自分は殴られても仕方のない人間だ」
- 「自分を価値のない存在」
- 人を信じる力をもつことが困難
- 自分を破滅させるような行動

身体的虐待

心理的虐待

ネグレクト

性的虐待

激しいかんしゃく, 他動, ひきこもり, 爆発的暴力、恐怖・不安, 怒り, 憎悪, 家出, 非行, 不適切な性的行為, 共感する力の低下, 自己破壊行動等(反応性愛着障がいの症状)

体罰の害

- 力の強い人間が力の弱い人間を押さえつけてもよいことを教える
- 暴力で問題を解決することを教え、自分が怒った時は誰かに暴力をふるっていいと教えることになる
- 体罰を受けた人は怒りの感情が大きくなる
- 尊敬の念をもって扱われなかった子どもは自尊心が低くなる。
- 体罰は行為を止めることはできるが長続きしない。
- 体罰は、親に対して敵対心を生むことになる。心の痛みの感情は、体の痛みよりずっと長続きする。
- 体罰はエスカレートする
- 体罰は時に取り返しのつかない事故を招く

愛着の絆の強さと愛着障がいとの関係

密着な愛着の絆
が結ばれている

強い

愛着の絆

弱い

愛着の絆が誰
とも結ばれてい
ない

安定した
愛着関係

- ・ 他人のために自分を犠牲にできる
- ・ 仲の良い家族関係で育ち，世襲できる
- ・ 安心して巣立ちができる
- ・ 人生に達成感がもてる

不安定な
愛着関係

- ・ 淡々とした家族関係で育ち，世襲する
- ・ 何か満たされない感じに悩む
- ・ 軽い愛着障がい
- ・ 中度の愛着障がい

問題ある
愛着関係
または関係
がたは関係
がない

- ・ ネグレクト(養育放棄)，DV等の家族間の暴力，虐待のある家族環境の連鎖
- ・ 重度の愛着障がい
- ・ 良心の呵責なく人を殺してしまう

しつけと体罰の違い

しつけ	体罰
1 子どもに教えることが目的	1 子どもに何かを課したり、押し付けたりすることが目的
2 問題が起きるのを未然に防ぐ	2 問題が起きてから対処する
3 自制心、自己責任を育てる	3 責任ある行動にするために力に頼る
4 将来への建設的で、よい手引きとなる	4 強制的に従わせる
5 問題を解決し、予防するための正しい方法を教える	5 一時的に悪い行いを止めることはできるが、正しい行動や機体されている行動を教えられない

6 自己決定するときの子ども の能力や責任感を育てる	6 子どもが自分で決め、学 ぶことを妨げる
7 望ましい行動を強める	7 よくない行動が親の注目を 集めるため許しがたい行動 が増える可能性が高い
8 子どもを守り、育てることを 目指す	8 しばしば情緒的、身体的 な痛みを伴う
9 責任ある行動を通して自 分のニーズを満たすことが できる。自分の能力に対し て自信を育てる	9 屈辱的な罰は、子どもの 低い自己評価を強める
10 心の中の自制心を育てる	10 責任ある行動を他人の 前のみで行うようになる
11 教えたり、学ぶことによっ て、子どもと大人の相互の よい関係をもたらす	11 責任を避けたり、恐怖心 を増加させる

<学校での事例>

児童の姿	情緒不安定 自傷他害行為	年齢	10歳
<p>(学校の姿)</p> <ul style="list-style-type: none">・手の平を広げ、シャープペンシルで指の間を突く。・ハサミで手の甲をつつく。・前席児童の椅子をハサミでつつく。血が出てもやめない。・担任が制止すると奇声、暴力、教室を飛び出す。 <p>(児童の話)</p> <p>親から「児童が宿題をやらずに外に行く」と言われ、罵声・暴力があると主張。</p>			

(保護者懇談)

「叩けば言うことを聞く」

「親の言うことを聞かないことが悪い」

「自分も同じように育てられた」

「体で覚えな、よくないとわからん」

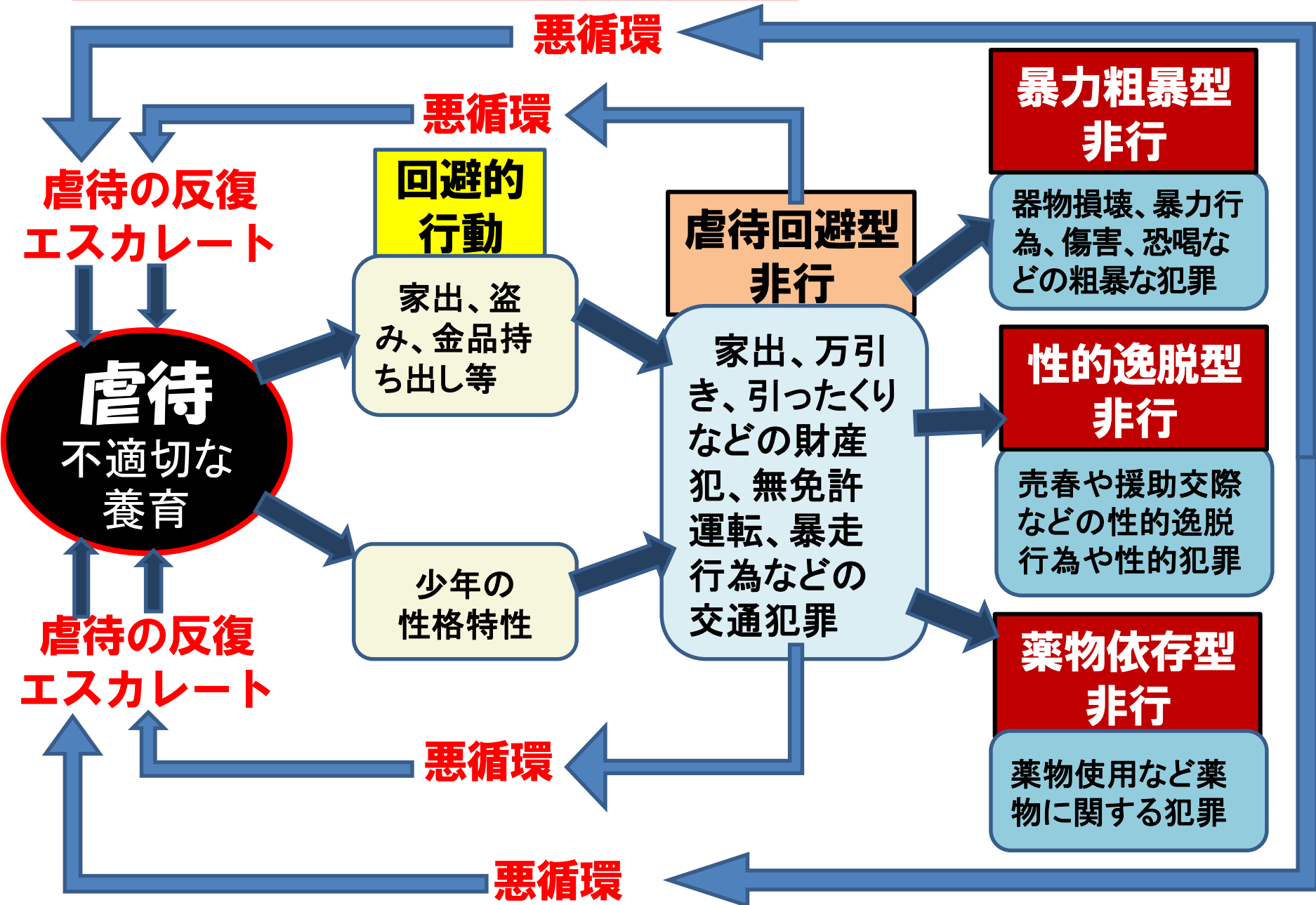
(高圧的、自己主張が強い)

(対応者・対応内容)

- ・教頭・生徒指導主事が対応。
- ・児童の学校での姿を伝達。
- ・保護者の養育姿勢が児童に悪影響があることを伝える。(保護者の考えを認めつつ、異なる養育姿勢に導く。成功事例がポイント)

虐待と非行のメカニズム

出典: 橋本和明「虐待と非行臨床」より



9. 子ども虐待への対応

**①虐待の確証を得るの
は義務ではありません
ん**

②子どもから「虐待を聴く」原則

- ・子どもに安心感を。
- ・親を責めない。
- ・無理に聞きださない。
- ・共感的な態度で。
- ・急に抱き締めると恐怖や緊張感を引き起こすこと有

③子どもから「虐待を聴く」原則

- 必要以上の聞き取りは罪悪感を持たせたり、興味本位に扱われていると感じさせることがある。

(詳しい聞き取りが子どもを頑なにすることがある。性的虐待では代表者面接を行う)

- 「わからない」の背景にあるさまざまな要因

→「今は言いたくないということかな？」
等と言い換える。

④「通告」

- ・市町村児童福祉担当課・子相に連絡する。
- ・市町村児童福祉担当課職員・子相職員が児童に会うまで残す。この時間帯を遅くしない。

⑤気付きへの前提と留意点

【気づきの前提】

- 子どもは自分から「虐待されている」とは言い出さない
- どんなにつらくても、自分から**保護者を悪く言うことはできないで、苦しんでいる**

【留意点】

- もしも訴えがあったら、「嘘だろ?」、「お前のせいだろ」は禁句

⑥話を聴く態度等

- 子どもの言語能力に配慮して聴く
- 子どもは、理解できていないことばでも、「見よう見まね」のように使うことがあるので、注意する
- 答えは根気よく待つ
- 一度は認めた内容の話を、次の機会には認めなくなったような場合にも、ていねいに事情を聴く
- ※ 強引に認めさせることは避ける
- 記録の取り方はケースバイケース、大切なのは子どもの話を傾聴している態度を貫くこと

⑦通告のためらい

ためらいが生じる理由

- 虐待事実についての「確証」がないことへの不安
- 通告による保護者との関係悪化への不安
- 通告の実効性への不安
- 通告による子どもの被害増大への不安

保護者を、「虐待者」として通告することへの抵抗感

しかし…

虐待を、保護者と子どもの利害対立として捉える見方(「子を立てれば親が立たない」)は誤り

→ 虐待は親子関係の病理であるということ、「通告」はすべての人を救うための行為であることということを、改めて認識すべき。

9. 家庭養育・教育で大切にしたいこと

(1) 基本的自尊感情を育てる

◎基本的信頼の獲得

→ 「安心できる」「ここにいていいんだ」

◎自分自身を無条件に受け入れられること

→ 感情の調整、興味・関心の多様性、忍耐力等

●信頼できる人と共有体験 (体験の共有・感情の共有) の積み上げ

→ 同じ方向を向き、行動し、感じること (好ましい体験)

(2) 自己肯定感を育てる

①スキンシップ

愛情と安心感を伝える抱擁(愛情を確信しようと寄ってきたら必ず「ハグ」)。手を握る。頭をなでる。一緒にお風呂に入る

②一緒に遊ぶ(互いに関わり合う)

待つ、耐える行為が前頭前野を育てる。親子で「楽しかった」と言える姿。一緒にすることで絆を深める。

③意思の伝達(コミュニケーション)

子どもの気持ちをくみ親が言葉で子どもに返す。「嫌だったんだね」「悲しかったんだね」「うれしかったんだね」など。

④話を聞く（受容）

子どもの目の高さで、目を見て、話を聞き、内容に反応する。「そうか、なるほど」「それでどうなったの？」

⑤ほめる（自己尊重）

「行いをほめる」「できるだけ早く」「視線をあわせる」「他と比較しない」「短く、肯定的に」「皮肉を避ける」

⑥読書（言語の発達を促す）

子どもと一緒に声に出して読むと前頭前野が育ち、子どもとの人間関係が密になる

⑦家族間の安定した人間関係

大切な夫と妻の関係が、子どもの情緒を安定させる

(3) 子どもをやる気にさせる魔法の言葉

○励ましてあげれば、子どもは自信を持つようになる。

○ほめてあげれば、子どもは明るい子に育つ。

○認めてあげれば、子どもは、自分が好きになる。

○見つめてあげれば、子どもは頑張り屋になる。

<出典>星一郎・順子著

「アドラー博士の子どもが素直に伸びる20のしつけ法」

○成長期の子どものしつけの基本は、
手伝いをさせること

(うれしい気持ちを伝える)

○「～せよ」でなく「私は～と思う」という
言い方をする。

○子どもに二つの選択肢を示し、どち
らかを選ばせる。

(「どっちがいいですか」)

<参考文献>

- 「非行臨床の実践」 編:生島浩・村松励 金剛出版
- 「子どもの虐待」 著:西澤 哲 誠信書房
- 「子を愛せない母 母を拒否する子」 著:ヘネシー澄子 学習研究社
- 「子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター) 紀要」No. 6(2008)
- 「学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き」 著:玉井邦夫 明石書店
- 「教員のための子ども虐待理解と対応」 著:岡本正子、二井仁美、森 生活書院
- 「子育てハッピーアドバイス ほめ方・叱り方」 著:明橋大二 1万年堂出版
- 「忙しいパパのための子育てハッピーアドバイス」 著:明橋大二 1万年堂出版
- 「子どもが育ち魔法の言葉」 著:ドロシー・ロー・ノルト、レイチャ・ハリス PHP文庫
- 「子育ての心理教育」 著:皆川邦直 明治生命社会事業団
- 「子どもの自尊感情をどう育てるか」 著:近藤 卓 ほんの森出版
- 「アドラー博士の子どもが素直に伸びる20のしつけ法」 著:星一郎・順子